

**「社会インフラ部門等のシステム共通化の推進事業に**

**関する調査及び構築支援」に係る一般競争入札**

**（総合評価落札方式）**

**入札説明書**

2021年6月11日



目次

Ⅰ．入札説明書 1

Ⅱ．契約書 6

Ⅲ．仕様書 14

Ⅳ．入札資料作成要領 27

Ⅴ．評価項目一覧 34

Ⅵ．評価手順書 47

Ⅶ．その他関係資料 51

Ⅰ．入札説明書

独立行政法人情報処理推進機構の請負契約に係る入札公告（2021年6月11日付け公示）に基づく入札については、関係法令並びに独立行政法人情報処理推進機構会計規程及び同入札心得に定めるもののほか、下記に定めるところにより実施する。

記

1．競争入札に付する事項

(1) 作業の名称 社会インフラ部門等のシステム共通化の推進事業に関する調査及び構築支援

(2) 作業内容等 別紙仕様書のとおり。

(3) 履行期限 別紙仕様書のとおり。

(4) 入札方法 　落札者の決定は総合評価落札方式をもって行うので、

①　入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）は「6.(4)提出書類一覧」に記載の提出書類を提出すること。

②　上記①の提出書類のうち提案書については、入札資料作成要領に従って作成、提出すること。

③　上記①の提出書類のうち、入札書については仕様書及び契約書案に定めるところにより、入札金額を見積るものとする。入札金額は、「社会インフラ部門等のシステム共通化の推進事業に関する調査及び構築支援」に関する総価とし、総価には本件業務に係る一切の費用を含むものとする。

④　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑤　入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできないものとする。

2．競争参加資格

(1)　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2)　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3)　 令和1・2・3年度（平成31・32・33年度）競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、「A」又は「B」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。

(4) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止処分等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。

(5)　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(6) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に機構から契約を解除されている者ではないこと。

3．入札者の義務

(1) 入札者は、当入札説明書及び独立行政法人情報処理推進機構入札心得を了知のうえ、入札に参加しなければならない。

(2) 入札者は、当機構が交付する仕様書に基づいて提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書等の提出期限内に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において当機構から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 入札者は、代表者印を押印した秘密保持誓約書（様式1）を提出した上で、機構から本業務に係る関連資料の貸与を受け、6.(2)提出期限までに必ず機構に返却しなければならない。なお、関連資料の貸与の受付期間は2021年6月11日（金）から2021年7月19日（月）までの10時00分から17時00分（12時30分～13時30分の間は除く）とする。貸与を希望する者は、事前に14.(4)担当部署へ電子メールにより依頼すること。

(4) 入札者は、関連資料を参考に、実現内容について事前に確認した上で入札に参加しなければならない。

4．入札説明会の日時及び場所

入札説明会は開催しない。

5．入札に関する質問の受付等

(1) 質問の方法

質問書（様式2）に所定事項を記入の上、電子メールにより提出すること。

(2) 受付期間

2021年6月11日（金）から2021年7月9日（金）　17時00分まで。
なお、質問に対する回答に時間がかかる場合があるため、余裕をみて提出すること。

(3) 担当部署

14.(4)のとおり

6．入札書等の提出方法及び提出期限等

(1) 受付期間

2021年7月20日（火）から2021年7月21日（水）。

持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日(祝祭日は除く)の10時00分から17時00分
（12時30分～13時30分の間は除く）とする。

(2) 提出期限

2021年7月21日（水） 17時00分必着。

　　上記期限を過ぎた入札書等はいかなる理由があっても受け取らない。

(3) 提出先

14.(4)のとおり。

(4) 提出書類一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 提出書類 | 部数 |
| ① | 委任状（代理人に委任する場合） | 様式3 | 1通 |
| ② | 入札書（封緘） | 様式4 | 1通 |
| ③ | 提案書 | － | 4部 |
| ④ | 評価項目一覧 | － | 4部 |
| ⑤ | 令和1・2・3年度（平成31・32・33年度）競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し | － | 1通 |
| ⑥ | ③と④の電子ファイルを格納した電子媒体（CD-R又はDVD-R提出） | － | 1式 |
| ⑦ | 提案書受理票 | 様式5 | 1通 |

(5) 提出方法

① 入札書等提出書類を持参により提出する場合

入札書を封筒に入れ封緘し、封皮に氏名（法人の場合は商号又は名称）、宛先（14.(4)の担当者名）を記載するとともに「社会インフラ部門等のシステム共通化の推進事業に関する調査及び構築支援　一般競争入札に係る入札書在中」と朱書きし、その他提出書類一式と併せ封筒に入れ封緘し、その封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）、宛先（14.(4)の担当者名）を記載し、かつ、「社会インフラ部門等のシステム共通化の推進事業に関する調査及び構築支援　一般競争入札に係る提出書類一式在中」と朱書きすること。

② 入札書等提出書類を郵便等（書留）により提出する場合

二重封筒とし、表封筒に「社会インフラ部門等のシステム共通化の推進事業に関する調査及び構築支援　一般競争入札に係る提出書類一式在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様とすること。

なお、提出書類一覧（6.(4)）の「⑥：③と④の電子ファイル」の提出は、感染症予防対策のため、CD-R又はDVD-Rに収録して提出する方法の他、電子メールによる提出を可能とする。その場合、件名に「提案書及び評価項目一覧の提出」と記載した電子メールに電子ファイルを添付し、14.(4)の担当部署へ送付すること。その際、添付する電子ファイルにはパスワードを付与すること。電子ファイルの容量が2MBを超える場合は、送付方法を別途案内するので、余裕をもって14.(4)の担当部署に電子メールで連絡すること。

 (6) 提出後

 入札書等提出書類を受理した場合は、提案書受理票を入札者に交付する。なお、受理した提案書等は評価結果に関わらず返却しない。

7．開札の日時及び場所

(1) 開札の日時

2021年8月5日（木）　11時00分

(2) 開札の場所

東京都文京区本駒込2-28-8　　文京グリーンコートセンターオフィス13階

独立行政法人情報処理推進機構　会議室B

8. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9．落札者の決定方法

独立行政法人情報処理推進機構会計規程第29条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、当機構が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、当機構が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

10．入札保証金及び契約保証金 全額免除

11．契約書作成の要否 要（Ⅱ．契約書　契約書案を参照）

12．支払の条件

契約代金は、業務の完了後、当機構が適法な支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

13．契約者の氏名並びにその所属先の名称及び所在地

〒113-6591 東京都文京区本駒込2-28-8　　文京グリーンコートセンターオフィス16階

独立行政法人情報処理推進機構　理事長　富田　達夫

14．その他

(1) 入札者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。

(2) 契約に係る情報については、機構ウェブサイトにて機構会計規程等に基づき公表（注）するものとする。

(3) 落札者は、契約締結時までに入札内訳書及び提案書の電子データを提出するものとする。

(4) 仕様書に関する照会先、入札に関する質問の受付、入札書類の提出先

〒113-6591

東京都文京区本駒込2-28-8　　文京グリーンコートセンターオフィス17階

独立行政法人情報処理推進機構 社会基盤センター DX推進部

技術DX・共通プラットフォーム推進グループ 担当：佐々木、野田

E-mail：ikc-dx-kobo@ipa.go.jp

　　　　なお、直接提出する場合は、文京グリーンコートセンターオフィス13階の当機構総合受付を訪問すること。

(5) 入札行為に関する照会先

独立行政法人情報処理推進機構　財務部　契約・管財グループ　担当:中島、田埜入

TEL：03-5978-7502

E-mail：fa-bid-kt@ipa.go.jp

(注)　独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）

に基づく契約に係る情報の公表について

Ⅱ．契約書（案）

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

　これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

　なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

（１）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

①　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

②　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

※　予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

（２）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契

約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①　当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

②　当機構との間の取引高

③　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④　一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当方に提供していただく情報

①　契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として７２日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

（５）実施時期

　　　平成２３年７月１日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成２３年７月１日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

2021情財第xx号

**契約書**

　独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と○○○○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により「社会インフラ部門等のシステム共通化の推進事業に関する調査及び構築支援」に関する請負契約を締結する。

（契約の目的）

第1条　甲は、別紙仕様書記載の「契約の目的」を実現するために、同仕様書及び提案書記載の「請負業務」（以下、「請負業務」という。）の完遂を乙に注文し、乙は本契約に従って誠実に請負業務を完遂することを請け負う。

2　乙は、本契約においては、請負業務またはその履行途中までの成果が可分であるか否かに拘わらず、請負業務が完遂されることによってのみ、甲が利益を受け、また甲の契約の目的が達成されることを、確認し了解する。

（再請負の制限）

第2条　乙は、請負業務の全部を第三者に請負わせてはならない。

2　乙は、請負業務の一部を第三者（以下「再請負先」という。）に請負わせようとするときは、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。

3　前項に基づき、乙が請負業務の一部を再請負先に請負わせた場合においても、甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し本契約上の責任を問うことができる。

（責任者の選任）

第3条　乙は、請負業務を実施するにあたって、責任者（乙の正規従業員に限る。）を選任して甲に届け出る。

2　責任者は、請負業務の進捗状況を常に把握するとともに、各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。

3　乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

（納入物件及び納入期限）

第4条　納入物件、納入期限及びその他納入に関する事項については、別紙仕様書のとおりとする。

（契約金額）

第5条　甲が本契約の対価として乙に支払うべき契約金額は、金○○，○○○，○○○円（うち消費税及び地方消費税○，○○○，○○○円）とする。

（権利義務の譲渡）

第6条　乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（実地調査）

第7条　甲は、必要があると認めるとき（委託業務完了後を含む。）は、乙に対し、自ら又はその指名する第三者をして、請負業務の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所に臨んで実地に調査を行うことができる。

2　前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

（検査）

第8条　甲は、納入物件の納入を受けた日から30日以内に、当該納入物件について別紙仕様書及び提案書に基づき検査を行い、同仕様書及び提案書に定める基準に適合しない事実を発見したときは、当該事実の概要を書面によって遅滞なく乙に通知する。

2　前項所定の期間内に同項所定の通知が無いときは、当該期間満了日をもって当該納入物件は同項所定の検査に合格したものとみなす。

3　請負業務は、当該納入物件が本条による検査に合格した日をもって完了とする。

4　第1項及び第2項の規定は、第1項所定の通知書に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い甲に再納入する場合に準用する。

（契約不適合責任）

第9条　甲は、請負業務完了の日から1年以内に納入物件その他請負業務の成果に種類、品質又は数量に関して仕様書及び提案書の記載内容に適合しない事実（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、相当の催告期間を定めて、甲の承認または指定した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を乙に請求することができる。但し、発見後合理的期間内に乙に通知することを条件とする。

2　前項において、乙は、前項所定の方法以外の方法による修補等を希望する場合、修補等に要する費用の多寡、甲の負担の軽重等に関わらず、甲の書面による事前の同意を得なければならない。この場合、甲は、事情の如何を問わず同意する義務を負わない。

3　第1項において催告期間内に修補等がないときは、甲は、その選択に従い、本契約を解除し、またはその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項に関わらず、催告なしに直ちに解除し、または代金の減額を請求することができる。

一　修補等が不能であるとき。

二　乙が修補等を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に修補等をしなければ契約の目的を達することができない場合において、乙が修補等をしないでその時期を経過したとき。

四　前各号に掲げる場合のほか、甲が第１項所定の催告をしても修補等を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4　第１項で定めた催告期間内に修補等がなされる見込みがないと合理的に認められる場合、甲は、前項本文に関わらず、催告期間の満了を待たずに本契約を解除することができる。

5　前各項において、甲は、乙の責めに帰すべき事由による契約不適合によって甲が被った損害の賠償を、別途乙に請求することができる。

6　本条は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

（対価の支払及び遅延利息）

第10条　甲は、請負業務の完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。なお、支払いに要する費用は甲の負担とする。

2　甲が前項の期日までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率(政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号）)によって、遅延利息を支払うものとする。

3　乙は、請負業務の履行途中までの成果に対しては、事由の如何を問わず、何らの支払いもなされないことを確認し了解する。

（遅延損害金）

第11条　天災地変その他乙の責に帰すことができない事由による場合を除き、乙が納入期限までに納入物件の納入が終らないときは、甲は遅延損害金として、延滞日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額を徴収することができる。

2　前項の規定は、納入遅延となった後に本契約が解除された場合であっても、解除の日までの日数に対して適用するものとする。

（契約の変更）

第12条　甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変更することができる。

一　仕様書及び提案書その他契約条件の変更（乙に帰責事由ある場合を除く。）。

二　天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。

三　税法その他法令の制定又は改廃。

四　価格に影響のある技術変更提案の実施。

2　前項による本契約の変更は、納入物件、納期、契約金額その他すべての契約内容の変更の有無・内容等についての合意の成立と同時に効力を生じる。なお、本契約の各条項のうち変更の合意がない部分は、本契約の規定内容が引き続き有効に適用される。

（契約の解除等）

第13条　甲は、第9条による場合の他、次の各号の一に該当するときは、催告の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。但し、第4号乃至第6号の場合は催告を要しない。

一　乙が本契約条項に違反したとき。

二　乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は納入期限までの納入が見込めないとき。

三　乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。

四　乙が破産手続開始の決定を受け、その他法的整理手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の円滑な履行が困難と認められるとき。

五　天災地変その他乙の責に帰すことができない事由により、納入物件を納入する見込みがないと甲が認めるとき。

六　乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。

2　乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を書面で催告し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。

3　乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第1項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約を解除することができる。

4　甲は、第1項第1号乃至第4号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を乙に請求することができる。

5　前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がその超える部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

（損害賠償）

第14条　乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った損害を賠償するものとする。ただし、乙の負う賠償額は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、第5条所定の契約金額を超えないものとする。

2　第11条所定の遅延損害金の有無は、前項に基づく賠償額に影響を与えないものとする。

（違約金及び損害賠償金の遅延利息）

第15条　乙が、第13条第4項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

（秘密保持及び個人情報）

第16条　甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の履行に必要な範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。

2　乙は、情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面を甲に提出しなければならない。

3　乙は、委託業務完了又は契約解除等により、甲が提供又は指定した紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により情報を復元及び判読不可能な状態に消去又は廃棄し、返却又は廃棄等報告書を甲に提出しなければならない。ただし、甲が別段の指示したときは、乙はその指示に従うものとする。

4　乙は、委託業務の遂行において情報セキュリティの侵害その他の事故が発生し、又はそのおそれがある場合（乙の内部又は外部から指摘があったときを含む。）には、速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲に報告しなければならない。また、甲の指示があったときには、その指示に従うものとする。

5　乙は、甲から情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかに状況等を報告しなければならない。また、甲は、必要があると認めるとき（委託業務完了後を含む。）は、乙における情報セキュリティ対策の実施状況を確認するための調査をすることができる。

6　乙は、委託業務の一部を再委託する場合には、再委託することにより生ずる脅威に対して本条に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じなければならない。

7　個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。

8　前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

（知的財産権）

第17条　請負業務の履行過程で生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）、発明（考案及び意匠の創作を含む。）及びノウハウを含む産業財産権（特許その他産業財産権を受ける権利を含む。）（以下「知的財産権」という。）は、乙又は国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、第8条第3項の規定による請負業務完了の日をもって、乙から甲に自動的に移転するものとする。なお、乙は、甲の要請がある場合、登録その他の手続きに協力するものとする。

2　乙は、請負業務の成果に乙が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、前項に規定する移転の時に、甲に対して非独占的な実施権、使用権、第三者に対する利用許諾権(再利用許諾権を含む。)、その他一切の利用を許諾したものとみなし、第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、同旨の法的効果を生ずべき適切な法的措置を、当該第三者との間で事前に講じておくものとする。なお、これに要する費用は契約金額に含まれるものとする。

3　乙は、甲及び甲の許諾を受けた第三者に対し、請負業務の成果についての著作者人格権、及び著作権法第28条の権利その他“原作品の著作者／権利者”の地位に基づく権利主張は行わないものとする。

（知的財産権の紛争解決）

第18条　乙は、請負業務の成果が、甲及び国内外の第三者が保有する知的財産権（公告、公開中のものを含む。)を侵害しないことを保証するとともに、侵害の恐れがある場合、又は甲からその恐れがある旨の通知を受けた場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項及びその他の必要な事項について遅滞なく調査を行い、これを速やかに甲に書面で報告しなければならない。

2　乙は、知的財産権に関して甲を当事者または関係者とする紛争が生じた場合（私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟に限らない。）、その費用と責任において、その紛争を処理解決するものとし、甲に対し一切の負担及び損害を被らせないものとする。

3　第9条の規定は、知的財産権に関する紛争には適用しない。また、本条は、本契約終了後も有効に存続する。

（成果の公表等）

第19条　甲は、請負業務完了の日以後、請負業務の成果を公表、公開及び出版（以下「公表等」という。）することができる。

2　甲は、乙の承認を得て、請負業務完了前に、予定される成果の公表等をすることができる。

3　乙は、成果普及等のために甲が成果報告書等を作成する場合には、甲に協力する。

4　乙は、甲の書面による事前の承認を得た場合は、その承認の範囲内で請負業務の成果を公表等することができる。この場合、乙はその具体的方法、時期、権利関係等について事前に甲と協議してその了解を得なければならない。なお、甲の要請がある場合は、甲と共同して行う。

5　乙は、前項に従って公表等しようとする場合には、著作権表示その他法が定める権利表示と共に「独立行政法人情報処理推進機構が実施する事業の成果」である旨を、容易に視認できる場所と態様で表示しなければならない。

6　本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

（協議）

第20条　本契約の解釈又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

（その他）

第21条　本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とする。

特記事項

（談合等の不正行為による契約の解除）

第1条　甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

一　本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ　独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ　独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ　独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

二　本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

三　本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第2条　乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

一　独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書

二　独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書

三　独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為による損害の賠償）

第3条　乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3　第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4　第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5　乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）

第4条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（再請負契約等に関する契約解除）

第5条　乙は、本契約に関する再請負先等（再請負先（下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。）並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2　甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第6条　甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2　乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3　乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

5　第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

6　第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

7　乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第7条　乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

　　　2021年○月○日

甲　東京都文京区本駒込二丁目28番8号

　　独立行政法人情報処理推進機構

　　理事長　富田　達夫

乙　○○県○○市○○町○丁目○番○○号

　　　株式会社○○○○○○○

　　　代表取締役　○○　○○

（別添）

個人情報の取扱いに関する特則

（定義）

第1条　本特則において、「個人情報」とは、業務に関する情報のうち、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

（責任者の選任）

第2条　乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。

2　乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

（個人情報の収集）

第3条　乙は、業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

（開示・提供の禁止）

第4条　乙は､個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む）に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。

2　乙は、業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

3　乙は、業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

（目的外使用の禁止）

第5条　乙は､個人情報を業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

（複写等の制限）

第6条　乙は､甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

（個人情報の管理）

第7条　乙は､個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

2　乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。

3　甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。

4　前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。

5　乙は、業務に関して保管する個人情報（甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む）について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

（返還等）

第8条　乙は、甲から要請があったとき、又は業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報が含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

2　乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

（記録）

第9条　乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

2　乙は、前項の記録を業務の終了後5年間保存しなければならない。

（再請負）

第10条　乙が甲の承諾を得て業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。

2　前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

（事故）

第11条　乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

2　前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

3　第1 項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上

Ⅲ．仕様書

**「社会インフラ部門等のシステム共通化の**

**推進事業に関する調査及び構築支援」**

事業内容（仕様書）



事業内容（仕様書）

# 件名

「社会インフラ部門等のシステム共通化の推進事業に関する調査及び構築支援」

# 背景・目的

2020年12月28日公表の「DXレポート2（中間取りまとめ）」（経済産業省HP：https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201228004/20201228004.html）にある通り、企業はIT投資の効果を高めるために業界内の他社と「協調領域」を形成して共通プラットフォーム化することを検討すべきである。個社の投資余力が小さくても複数社が投資を行うことによって、充実したプラットフォームを整備することも期待できる。

共通プラットフォームは、特定業界における協調領域をプラットフォーム化した業界プラットフォームや、特定の地域における社会課題の解決のための地域プラットフォーム等が想定される。こうした共通プラットフォームによって生み出される個社を超えたつながりは、社会課題の迅速な解決と、新たな価値の提供を可能とするためのデジタル社会の重要な基盤となる。

ただし共通プラットフォームを構築するためにはDXの専門知識が必要なだけでなく、各企業が利害関係を乗り越えて、協調領域／機能・非機能要件／標準仕様／収益性等の多くの項目について協議して合意する必要がある。そのため独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）が社会インフラ部門や民間事業（業界）の協議の場に参加して中立的な支援を提供することにより、個社を超えた協業や協調領域の形成を促進している。

本調査は３ヶ年計画にして実施しており、１年目になる前回調査では各社会インフラ部門や民間事業（業界）の共通プラットフォームに対する課題・ニーズ及び対策とコンセプトを明らかにした。２年目となる今回はコンソーシアムの事務局的な活動を通じて支援や助言を行うことにより、ステークホルダーが機能・非機能要件／標準仕様／収益性等を協議して合意し、以降はプレーヤーとなる事業者が共通プラットフォームを自身の事業として開発・運営できる段階迄を支援する。更に３年目の次回はプレーヤーとなる事業者による共通プラットフォーム構築を支援しつつ、他自治体や企業への横展開を支援し、データ利活用や流通促進等を行うものである。これら活動により共通プラットフォームを通じてDX推進に寄与することが本調査の目的である。

# 業務内容

## 業務概要

2020年8月7日公告の「社会インフラ部門等のシステム共通化の推進事業に関する調査及び構築支援」において社会インフラ部門と民間事業（業界）のニーズや課題の調査及び、水道部門における共通プラットフォームの普及のための支援計画の作成を実施しており、本事業はその後続業務である。

社会インフラ部門及び民間事業（業界）の協調領域における共通プラットフォームの構築に向け、取組分野の選定を行うとともに、IPAの実施する事前調査、コンセプト策定、要件定義の支援、構築支援、普及支援を補佐し、それらの結果を調査報告書等に取りまとめる。

## 業務内容

### 社会インフラ部門及び民間事業の協調領域における共通プラットフォーム構築に向けた検討支援

前回調査にて選定した各分野の状況に応じて下記表に示す(1)事前調査、(2)コンセプト策定、(3)要件定義の支援、(4)構築支援、(5)普及支援の該当フェーズを行う。

**前回調査の選定分野及び本事業の実施フェーズ**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 分類 | 分野 | 本事業の実施フェーズ | 留意事項及び必要な経験や知見 |
| 社会インフラ部門 | 上水道 | 前回調査の引き継ぎ | ・網羅的かつ具体的な引き継ぎの実施項目と手順を示すこと。 |
| (3)要件定義の支援②標準仕様の策定支援 | ・地方自治体などの事業者からの調達におけるベンダーロックイン問題に関する経験や知見。・事業者内部及び事業者間のデータ利活用促進のため、IT的見地からの標準仕様の策定、システム連携の調整、データ流通の促進等に関する経験や知見。 |
| (4)構築支援②共通プラットフォームの構築支援のうちコンソーシアムなど関係者連携の事務局の支援（国側との連携も含む） | ・関係省庁、事業者及びその他関係者と連携した共通プラットフォームの施策に関し、業界全体もしくは国、関係機関、事業者及び関係ベンダーが参加するコンソーシアム的な活動、ＷＧ及び連絡会などの活動の支援に関する経験や知見。 |
| (5)普及支援 | ・オンプレミス型システムを共通プラットフォームに移行する際の課題解決（コスト効果、その他利便性の向上など）に関する経験や知見。・国、又は自治体におけるシステム調達支援（自治体システムの要件定義や調達仕様書の作成等）に関する経験や知見。・国、又は自治体内の他部門とのシステム連携に関する経験や知見。・他部門と調整するべき観点を網羅すること。・共通プラットフォームの導入に係る水道事業体等における課題（広域連携を実施する事業者間でのシステム導入や、特に小規模事業体への展開推進を含む）及び検討状況を網羅的に整理すること。 |
| 社会インフラ部門 | 下水道 | 前回調査の引き継ぎ | ・網羅的かつ具体的な引き継ぎの実施項目と手順を示すこと。 |
| (2)コンセプト策定③検討プロセスの計画から | ・関係省庁及び関係業界団体等が提示している共通プラットフォームに係るコンセプト策定の支援に関する経験や知見。・下水道分野においては補助的な役割になるが、支援に必要な観点を網羅的に示すこと。・下水道に関する業界団体や企業によるコンセプト策定に関し、DX促進の観点から支援や助言を行うこと。 |
| (3)要件定義の支援①共通プラットフォームの要件定義の支援まで | ・関係省庁及び関係業界団体などが推進する共通プラットフォームに係る要件定義の支援に関する経験や知見。・下水道分野における既存システムを整理し、共通プラットフォームの要件定義の支援に必要な観点を網羅的に示すこと。なおDXが本分野で実現されることは大前提となる。 |
| 社会インフラ部門 | 医療・介護 | 前回調査の引き継ぎ | ・網羅的かつ具体的な引き継ぎの実施項目と手順を示すこと。 |
| (2)コンセプト策定 | ・国の在宅医療推進の方針により新たに医療と介護の情報連携が必要になっているが、既に複数の先進的な自治体では医療と介護の多職種連携を実現している。このような背景において、比較的小規模な自治体、医師会、医療機関、介護施設や薬局等、ITベンダー等によるコンソーシアムの事務局的な支援を行う立場から、課題やニーズを分析して優先順位を整理し、将来的には全国展開も視野に入れたコンセプトを策定するために必要な経験や知見。 |
| (3)要件定義 | ・関係省庁、自治体、関連企業や団体、ITベンダー等のステークホルダーが参加するコンソーシアムにおいて事務局的な支援を行う立場から、共通プラットフォームの機能・非機能要件／標準仕様／収益性等を協議して合意するために必要な経験や知見。・DX促進の観点からデータ利活用、アジャイル、相互運用性等の要件定義をリードするために必要な経験や知見。 |
| (4)構築支援①共通プラットフォームの実証支援 | ・共通プラットフォームの事業成立性や技術的課題を解決するための概念検証を実施するために必要な経験や知見。・但し概念検証の実施は任意であり、コンソーシアムとして必要がないと判断した場合は実施を見送る場合がある。 |
| 民間事業 | 食品 | 前回調査の引き継ぎ | ・網羅的かつ具体的な引き継ぎの実施項目と手順を示すこと。 |
| (2)コンセプト策定 | ・関係省庁及び関係業界団体などが提示している共通プラットフォームに係るコンセプト策定の支援の経験や知見。・業界団体や企業によるコンセプト策定に関し、中立性を担保しつつ、コンソーシアム的な活動を支援し、想定されるビジネスモデル・収支モデルの検討を行い、先行開発のシステムを活用しつつ共通プラットフォームとして推進し、参加する業者を増やしてビジネスモデル化を推進するため、支援の必要な観点を網羅的に示すこと。 |
| (3)要件定義 | ・関係省庁及び関係業界団体などが提示している共通プラットフォームに係る要件定義の支援の経験や知見。・業界団体や企業による要件定義に関し、中立性を担保しつつ、DX促進の観点から支援や助言を行う項目や方法を示し、先行開発のシステムを活用しつつ共通プラットフォームとして推進するため、支援に必要な観点を網羅的に示すこと。 |
| (4)構築支援②共通プラットフォームの構築支援、コンソーシアムなど関係者連携の事務局の支援まで | ・関係省庁及び関係業界団体などが提示している共通プラットフォームに係る構築支援の経験や知見。・業界団体や企業、プレーヤーとなる事業者による共通プラットフォーム構築に関し、中立性を担保しつつ、構築・運用を行う体制構築（事業者掘り起こし等）を支援し、先行開発システムを活用しつつ共通プラットフォームとして推進するため、支援に必要な観点を網羅的に示すこと。 |
| 民間事業 | 繊維 | 前回調査の引き継ぎ | ・網羅的かつ具体的な引き継ぎの実施項目と手順を示すこと。 |
| (1)事前調査②社会インフラ部門及び民間事業（業界）全体の課題・ニーズに係る意見集約以降 | ・繊維産業の課題・ニーズや対策の分析については関係省庁等が長年実施しており、既にリーダー的企業はデジタルを上手く活用して成果を上げているが、いっぽう中小企業のデジタル化は停滞しており、例えばデータ連携手段はFAXや電話が主流である。また民間企業は競争関係にあるため協調領域の形成にも高いハードルがある。このような中小企業が抱えるデジタル化の問題に関し、利害関係を乗り越えてコスト合理化や拡販等のモチベーションを得られる協調可能な領域を形成し、共通プラットフォームを構築するための課題・ニーズの洗い出しや対策立案をリードするために必要な経験や知見。 |
| (2)コンセプト策定 | ・中小を含む民間企業、業界団体、自治体、ITベンダー等によるコンソーシアムの事務局的な支援を行う立場から、協調領域を形成し、新しい価値を創出し、プレーヤーとなる事業者を発掘し、新業務フローやデータフローを整理し、ビジネスの収益面から持続可能な共通プラットフォームのコンセプトを策定するために必要な経験や知見。 |

また、IPAでは、本調査以降も継続して、社会インフラ部門あるいは民間事業（業界）の協調領域におけるシステム共通化の検討を推進するものであり、今後の検討等に資することとして、1分野以上の他の分野の提案を行うこと。その際に(1)～(5)のうち部分的に調査等を行う提案も可とする。但し社会インフラ部門あるいは民間事業（業界）の課題解決にとって大きな効果を見込める理由について説明すること。

請負者において、既に提案の分野について調査・分析等の実績を有する場合は、その資料を提出すること。この際に、他社による公知の報告書等からの引用は認めない。なお、当該分野の遂行が困難と判断された場合にはIPAとの協議により他の分野に変更することは可とする。ただし分野を変更する際には、その時点までに検討した内容を報告書にまとめること。

なお、本調査・分析の実施に際しては、2019年度の「デジタル時代の新たなIT政策大綱」等において協調領域におけるシステム共通化の成功例として引用される経済産業省と新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が実施した「IoT を活用した新産業モデル創出基盤整備事業」の「高度なデータ活用を可能とする社会インフラ運営システムの開発」及び「水道IoT の社会実装推進に向けた検討」（以下「水道事業※[[1]](#footnote-1)」という。）を参考とすること。

(1) 事前調査

① 社会インフラ部門及び民間事業（業界）構造の調査・分析

社会インフラ部門や業界毎の業務や商慣習等の特性を踏まえ、その主要な関係者をはじめとするユーザの課題を把握し、その解決策としてより多くのユーザがメリットを享受できる共通プラットフォームの構築方針を決定することは、共通プラットフォームを当該業界内に広く普及させる上で、極めて重要である。

本調査で対象とする社会インフラ部門及び民間事業（業界）について、部門・業界全体の課題・ニーズ調査に先立ち、その前提条件となる部門・業界構造等を調査、分析すること。必要に応じて各部門・業界の関係者へのヒアリング等をIPAと認識合わせのうえ行うこと。ここでいう関係者とは、ユーザ側及びベンダー側に加えて、中立的な立場として、当該業界の監督省庁、自治体及び業界団体等が想定される。

調査・分析項目は最低限下記の項目を含むものとし、他有効な調査・分析項目については、IPAとの協議の上で決定する。

* 部門・業界構造（主要な関係者、サプライチェーン等）
* 部門・業界構造の現状、環境等の変化
* 部門・業界に係る標準化・ルール・政策の動向
* 部門・業界のビジネスユースケース
* 部門・業界の情報・データの流れ
* 部門・業界に係る用語・概念（概念モデル）

② 社会インフラ部門及び民間事業（業界）全体の課題・ニーズに係る意見集約

　共通プラットフォームの構築においては、部門・業界全体のユーザの課題やニーズを把握した上で、その解決策となる仕様を検討することが求められるが、これに加え、共通プラットフォームと連携するアプリケーションや機器等を提供するベンダー側の協力を得ることも不可欠である。

本調査で対象とする社会インフラ部門及び民間事業（業界）について、ユーザ側及びベンダー側双方の視点から、運営・業務上の課題、共通プラットフォーム構築に向けたニーズ等について、IPAと認識合わせのうえ意見集約を行うこと。必要に応じて各部門・業界の関係者へのヒアリング等を行うこと。ここでいう関係者とは、ユーザ側及びベンダー側に加えて、中立的な立場として、当該業界の監督省庁、自治体及び業界団体等が想定される。

取り纏め項目は下記の項目を基本として、有効な項目について、IPAとの協議の上で決定する。

* 部門・業界全体におけるユーザ側の課題（業務、組織・人員、設備等に係る内容、影響度等）やニーズ
* 部門・業界全体におけるベンダー側の課題（業務、組織・人員、設備等に係る内容、影響度等）やニーズ
* 部門・業界に係る監督省庁、自治体及び業界団体等における課題やニーズ
* 上記の各々の課題やニーズ発生の背景

③ 社会インフラ部門及び民間事業（業界）全体の課題・ニーズの整理及びIPAが検討するその対応策作成の支援

部門・業界内の関係者より意見集約した課題と共通プラットフォーム構築に向けたニーズを分類整理し、IPAが検討する対応策の作成について支援すること。

IPAが実施する下記の検討項目について、必要な支援を行うこととし、その他、有効な検討項目がある場合はIPAに提案すること。

* 前項で明らかになった課題やニーズについて、関係者間で共通の事項、相反する事項等の整理
* 整理された課題やニーズの解決に向けた対応策（内容、実施主体及び得られる効果等）
* 各対応策実施に向けたアクションプラン（実施時期及び対応策間の依存関係）作成
* 課題解決に必要となる関係者間でのコンソーシアム形式等の活動の支援

(2) コンセプト策定

① 社会インフラ部門及び民間事業（業界）における協調領域の切り分け

　部門・業界全体の課題・ニーズの整理に基づき、あらためてユーザ側及びベンダー側双方にとっての協調領域の切り分けを行うこと。

協調領域を切り分ける際の考え方として、明確に競争領域とみなす事項以外はすべて協調領域とする整理、あるいは競争領域は当該システムが実現すべき要件定義（目標値）に類するもの、協調領域はその実装方法に類するもの等との整理がある。概して我が国では、自社事業のすべてを競争領域と捉えがちであり、協調領域の切り分けが行われにくいという指摘があるため、部門・業界内の関係者間において、関係者に十分な合意形成が得られる協議体制（委員会等）を検討・構築し、十分な協議を重ねて合意形成に達するべく、切り分けを行うこと。

検討項目は下記の項目を基本として、有効な検討項目について、IPAとの協議の上で決定する。

* 部門・業界における協調領域の識別方針
* 部門・業界における協調領域の定義
* 本調査で対象とする協調領域の明確化

② 協調領域における共通プラットフォーム構築方針の検討

　協調領域の切り分け結果に基づき、協調領域であると整理された業務や情報等を対象とする共通プラットフォームの構築方針を検討し、関係者間での合意形成をコンソーシアム形式などの活動を通して行うこと。本検討においては、部門・業界内の関係者間において、関係者に十分な合意形成が得られる協議体制をIPAが検討・構築し、十分な協議を重ねて合意形成に達するため、IPAと協力して取り組むこと。

検討項目は下記の項目を基本として、有効な検討項目について、IPAとの協議の上で決定する。

* 共通プラットフォームが対象とする機能の前提となる業務の標準化（ただし、共通プラットフォームと連携して各社で行う業務は対象外）の作成支援及び助言
* 共通プラットフォームに実装される機能の標準化（ただし、個社の実装方法に関して秘匿性を担保できる）
* 共通プラットフォームを構成するアプリケーションや機器等の間での相互運用性及び責任分界点
* 共通プラットフォームを介したデータ利活用に係る、安全性、信頼性
* 共通プラットフォームの導入に係る効果指標
* 共通プラットフォームの導入に係る制約条件、前提条件及びリスク
* 上記課題解決や推進に関するコンソーシアム形式等の活動の支援

③ 検討プロセスの計画

　協調領域における共通プラットフォーム構築方針及びその業界内での合意形成に向けた関係者間の役割等を踏まえ、共通プラットフォーム（その実現に求められる標準仕様等を含む）の開発・ビジネス化に向けて、検討テーマ、成果物、役割分担、マイルストーン等を含む、検討プロセスの計画を作成すること。また、計画を遂行する際の想定される課題について検討すること。

検討項目は下記の項目を基本として、有効な検討項目について、IPAとの協議の上で決定する。

* 本調査以降の共通プラットフォームの利用開始までの検討プロセス、すなわち今後の実証・構築・普及啓発フェーズの計画
* 各フェーズで想定される課題及び対応策
* 各フェーズのタスク及びスケジュール
* 各フェーズの実施体制及び役割分担
* 各フェーズの意思決定プロセス
* 各フェーズの概算費用
* 想定されるビジネスモデル収支モデルの検討、コストの調整支援

④ 共通プラットフォーム（標準仕様）に係るコンセプト設計支援

　部門・業界が主体となって設計する共通プラットフォーム（標準仕様）のコンセプトについて、業務面（利用イメージ等）及び技術面（データ連携の仕組み等）の観点から作成支援及び助言を行うこと。

検討項目は下記の項目を基本として、有効な検討項目について、IPAとの協議の上で決定する。

* ビジネスユースケース
* 概要業務フロー
* 概念モデル
* データフロー
* システム方式（開発方法及びシステム稼働環境等）
* 共通プラットフォームと他システムとの連携インタフェース（連携内容及び方式等）

⑤ 共通プラットフォーム（標準仕様）の利用に係るユースケース、業務の変革イメージの検討の支援

　部門・業界が主体となって作成する「業務プロセス要件」について、標準仕様に基づく共通プラットフォームを利用する際の前提条件として、ユーザやベンダー等の理解を促すためにユースケース等の検討について支援及び助言すること。

また、既存の業務を前提にシステム開発・運用を行ってきた部門・業界内のユーザ側においては、システム導入による業務の変革イメージを描きにくい面もあることから、部門・業界内で想定される典型的な業務モデルに関してその変革イメージを説明する資料の作成支援及び助言を実施すること。

検討項目は下記の項目を基本として、有効な検討項目について、IPAとの協議の上で決定する。

* 共通プラットフォームに対する理解を促すためのユースケース（共通プラットフォームと他システムとの連携に係るシーケンス等）
* 共通プラットフォームの導入前後（AsIs及びToBe）における関連業務の変革イメージ、業務フロー、効果

⑥ 共通プラットフォーム（標準仕様）の運営・管理体制、管理業務に求められる要件整理

　共通プラットフォーム（標準仕様）の運営及び管理体制・管理業務に求められる要件について、IPAと認識合わせのうえ整理又は助言を行うこと。

検討項目は下記の項目を基本として、有効な検討項目について、IPAとの協議の上で決定する。

* 共通プラットフォームの実装、運営に係る要件
* 共通プラットフォームの維持に係る要件
* 共通プラットフォームの運営・維持に係る収益化
* 標準仕様の保管・公表等に係る要件
* 標準仕様の改訂に係る要件

(3) 要件定義の支援

　各分野・業界の状況を踏まえて、以下に示す①及び②のうち、必要な支援及び助言を行うこと。

① 共通プラットフォームの要件定義の支援

　前項(2)にて策定した共通プラットフォームのコンセプトに基づき、部門・業界内の関係者が機能要件・非機能要件及び将来要件等を定めることができるよう、中立的な支援をIPAと共に行う。

支援項目はIPAとの協議の上で決定する。想定される支援項目の例を以下に示す。

* 部門・業界内の関係者によるコンソーシアムに事務局として参画して要件の合意形成を支援及び助言
* 要件の策定に資する技術情報の提供

なお、DXを促進するため下記の項目を念頭に以下の支援及び助言を行うこと。

* データ利活用
* スピード・アジリティ
* 全体最適を実現するための相互運用性（システム間連携、エコシステムによる連携等）

② 標準仕様の策定支援

　前項(2)にて策定した共通プラットフォームのコンセプトに基づき、部門・業界内の関係者が標準仕様を策定するために必要な中立的な支援及び助言をIPAと共に行う。

支援項目はIPAとの協議の上で決定する。想定される支援項目の例を以下に示す。

* 部門・業界内の関係者によるコンソーシアムに事務局として参画して標準仕様の作成を支援及び助言
* 標準仕様の策定に資する技術情報等の提供

(4) 構築支援

　各分野・業界の状況を踏まえて、以下に示す①〜③のうち、必要な支援及び助言を行うこと。

① 共通プラットフォームの実証支援

　前項(3)の①②にて策定した共通プラットフォームの要件及び標準仕様に関して技術的な有効性や事業成立性を事前に検証する必要がある場合、開発や運用に携わる事業者が適当な検証を行うことができるよう、中立的な支援及び助言をIPAと共に行う。事前検証が必要な例としては以下が挙げられる。

* 新しい技術（AIやIoT等）を採用するため、実現可能性や実用性が明らかでないケース
* 新しいビジネスモデル（サブスクリプション等）を採用するため、過去の事例からコストや回収期間を予想することが難しいケース
* AR等による新しい顧客エクスペリエンスを提供するため、利用者の反応を想定することが難しいケース

支援項目はIPAとの協議の上で決定する。想定される支援項目の例を以下に示す。

* 実証を行う体制構築の支援及び助言（事業者の掘り起こし等）
* 技術面、事業成立面に関するリスク項目の洗い出しの支援及び助言
* 検証評価項目作りの支援及び助言

② 共通プラットフォームの構築支援

　共通プラットフォームの構築を担う事業者が、前項(3)にて策定を支援した要件に基づき共通プラットフォームの構築を実施できるよう、中立的な支援をIPAと共に行う。

支援項目はIPAとの協議の上で決定する。想定される支援項目の例を以下に示す。

* 共通プラットフォームの構築や運用を行う体制構築の支援及び助言（事業者の掘り起こし等）
* 部門・業界内の関係者によるコンソーシアムに事務局として参画し、ルール作り、予算策定等を支援及び助言

③ 共通プラットフォームの導入自治体・企業の探索支援

　共通プラットフォームの運用を担う事業者が、利用者である自治体や企業を探索することが出来るよう、中立的な支援及び助言をIPAと共に行う。

支援項目はIPAとの協議の上で決定する。想定される支援項目の例を以下に示す。

* 部門・業界内の関係者の紹介等により、導入自治体・企業の探索を支援及び助言
* 導入を検討する自治体・企業向けに説明会を開催又は助言

(5) 普及支援

　各分野・業界の状況を踏まえて、以下に示す①〜③のうち、必要な支援及び助言を行うこと。

①共通プラットフォームの普及計画の作成支援

　共通プラットフォームを運営する事業者が、全国の自治体や企業に共通プラットフォームを展開する計画を作成できるよう、中立的な支援及び助言をIPAと共に行う。

支援項目はIPAとの協議の上で決定する。想定される支援項目の例を以下に示す。

* 関係省庁や自治体、業界の関係者から共通プラットフォームのニーズや関心、現行システムの老朽更新タイミング等を情報収集し、候補となる自治体や企業を抽出又は助言
* 共通プラットフォーム（標準仕様）のコンソーシアムに事務局として参画し、普及計画、バージョンアップ計画及び標準仕様の改定計画を作成又は助言
* 共通プラットフォームを採用した自治体や企業に対して導入効果や満足度の調査を行って改善点を洗い出し、コンソーシアムにフィードバックすることにより、次の計画策定に反映又は助言

②共通プラットフォーム導入に係る適用支援

　前項①にて作成した普及計画に基づき、運営を担う事業者が自治体や企業がスムーズに共通プラットフォームを導入できるよう、中立的な支援及び助言をIPAと共に行う。

支援項目はIPAとの協議の上で決定する。想定される支援項目の例を以下に示す。

* 共通プラットフォーム（標準仕様）のコンソーシアムに事務局として参画し、普及計画の進捗状況をフォロー
* 共通プラットフォームの広報活動（ホームページや説明会）のコンテンツ作成（事例紹介等）の支援及び助言
* 標準仕様（API等）の作成、配布、改訂、最新版管理の支援及び助言

③競争領域アプリケーションの促進支援

　共通プラットフォーム（標準仕様）上にてデータ利活用を行うアプリケーションが増え、新しい価値を創造できるよう、中立的な支援及び助言をIPAと共に行う。

支援項目はIPAとの協議の上で決定する。想定される支援項目の例を以下に示す。

* 共通プラットフォーム（標準仕様）のコンソーシアムに事務局として参画し、共通プラットフォーム利用に関するルール作り（ベンダーやアプリケーションの審査等）を支援及び助言
* 開発者向けコミュニティの企画（開発者ポータル、使用方法、サンプル、支援ツール等）と運営の支援及び助言

### 水道部門における共通プラットフォームの普及等の検討

社会インフラ部門のうち、水道については、既に共通プラットフォームが構築され、令和2年度において普及の途についたところであるため、前項3.2.1の(5)普及支援及び助言を実施すること。

調査、検討及び活動内容には下記の項目を含むこととし、その他、有効な検討項目について、IPAとの協議の上で決定する。

* 標準仕様書の改定、調整に関する中立的な公平な立場での助言や技術的な指導の支援及び助言
* 標準仕様書に関するIT見地からの調整及びデータの利活用などに関する水道事業者への対応・支援及び助言
* 厚生労働省、経済産業省、水道事業体及びその他関係者と連携した共通的なプラットフォーム普及に関するコンソーシアム的な活動、WG及び連絡会など活動支援
* 同共通プラットフォームの導入に係る水道事業体等における検討状況及び課題（広域連携を実施する水道事業者間でのシステム導入や、小規模事業体への展開推進を含む）の状況整理
* 状況整理を踏まえた水道事業体等が共通プラットフォームを導入する際の解決策(関係プレーヤー調整、システム調達などの類型化、各種業務システムなどの調達仕様のひな型の整備を含む)
* 自治体における他インフラ分野と、水道部門の共通プラットフォームとの連携・調整に関する課題解決
* スマートメータなどの最新デジタルデータ利活用に関する水道業界に必要な要素の調査と共通的なシステム連携に関する調査・検討又は助言
* 共通プラットフォームを活用した調達仕様書作成支援及び助言

### 調査報告書等の作成

以下の調査報告書等を日本語で作成する。

1. 調査報告書

3.2.1～3.2.2の調査・分析・支援結果を、図表等用いて分かりやすくかつ簡潔にとりまとめた「調査報告書」をMicrosoft Office 365と互換性を有するワープロ形式（A4サイズ）で作成する。

調査報告書には、本調査実施において検討した内容等（調査方法についての総括・課題・今後の調査についての提言なども含む）を作業実施記録としてまとめた上で記載すること。固有名詞や文献参照等に外国語表記を用いることは可能とする。難解な用語やアルファベット等の略語については、初出箇所のページ下部に脚注を挿入し説明すること。ページ数は150〜200ページ程度。

1. 調査概要報告書

調査報告書を基に、調査の要点（全体概要1ページ・内容・方法・結果・考察）を20ページ程度にまとめた「調査概要報告書」をMicrosoft Office 365と互換性を有するプレゼンテーション形式で作成する。作成にあたっては、平易な表現を用いて理解しやすいものとなっていること。

# 事業の実施体制

1. 本業務の実施にあたっては、下記の要件を満たした実施体制を構築し、事前にIPAの了解を得た上で、下記要件を満たしていることを記載した資料と共に実施体制表を提出すること。
	1. 業務の役割を定めた実働可能な人数を確保すること。
	2. 情報セキュリティ上の明らかな懸念が無い体制となるようにIPAと調整するとともに、IPAに対して請負者の資本関係、役員等の情報、本件の実施場所に係る情報を提供すること。
	3. 組織として適切な管理・バックアップ体制が整えられること。
	4. 実施要員について、提案する社会インフラ部門及び民間事業（業界）の分野における、オペレーション系あるいは管理系業務の概要並びに当該業務を支援する情報システムに関する知識、及び関連調査の実施経験を有する者が含まれていること。
	5. 実施要員について、社会インフラ部門（水道）の分野における、オペレーション系あるいは管理系業務の概要並びに当該業務を支援する情報システムに関する知識、及び関連調査の実施経験を有する者が含まれていること。
	6. 実施要員について、複数の団体に渡り、多くのステークホルダーが存在し、それらの連携が必要なプラットフォームの構想策定の実施経験を有する者が含まれていること。
	7. 要件定義支援を提案する場合には、実施要員について、複数の団体に渡り、多くのステークホルダーが存在し、それらの連携が必要なプラットフォームの要件定義の実施経験を有する者が含まれていること。
	8. 実証支援を提案する場合には、実施要員について、複数の団体に渡り、多くのステークホルダーが存在し、それらの連携が必要なプラットフォームの概念検証の実施経験を有する者が含まれていること。
	9. 実施要員にステークホルダーが保有する個々の情報システムとプラットフォーム間を接続するためのデータ流通の共通ルール、標準仕様等の策定の実施経験を有する者が含まれていること。

# 情報管理体制

(1) 情報管理体制

受注者は本業務で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図」」及び「情報取扱者名簿」（氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）を契約前に提出し、担当部門の同意を得ること。（住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当部門から求められた場合は速やかに提出すること。）なお、情報取扱者名簿は、業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。
（確保すべき履行体制）
　契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、IPAが保護を要さないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

本業務で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、担当部門の承認を得た場合は、この限りではない。

①の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当部門へ届出を行い、同意を得なければならない。

(2) 履行完了後の情報の取扱い

　IPAから提供した資料又はIPAが指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、担当職員の指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。

**情報取扱者名簿**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|   | (しめい)氏名 | 個人住所（※５） | 生年月日（※５） | 所属部署 | 役職 | パスポート番号及び国籍（※４） |
| 情報管理責任者（※１） | Ａ |   |   |   |   |   |   |
| 情報取扱管理者（※２） | Ｂ |   |   |   |   |   |   |
| Ｃ |   |   |   |   |   |   |
| 業務従事者（※３） | Ｄ |   |   |   |   |   |   |
| Ｅ |   |   |   |   |   |   |
| 再委託先 | Ｆ |   |   |   |   |   |   |

（※１）受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

（※２）本委託業務の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本委託業務の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

（※３）本委託業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

（※４）日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

（※５）個人住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当部門から求められた場合は速やかに提出すること。

**情報管理体制図（例）**

情報取扱者

【情報管理体制図に記載すべき事項】

・　本委託業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。（再委託先も含む。）

・　委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

# 情報セキュリティ対策に係る要件

(1) IPAから提示する秘密情報及び個人情報は、IPAの許可なく本事業の目的の他に利用しないこと。

(2) 請負者は秘密情報及び個人情報の取り扱いに留意し、情報漏えい防止対策や情報の暗号化、脆弱性

への対応など適切に情報セキュリティ対策を実施すること。また、本件の一部を第三者（再請負先）

に再請負する場合、請負者は再請負先が十分な情報セキュリティ対策を実施していることを担保

し、IPAの求めがあれば再請負先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認・報告すること。

(3) 本事業に係る情報セキュリティ対策の管理体制を、契約締結前までに示すこと。

(4) 資本関係・役員等の情報、事業の実施場所、業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る

資格・研修実績等）・実績及び国籍等に関する情報提供を行うこと。

(5) 情報セキュリティインシデントが発生した場合、IPAの指示に基づき適切に対応すること。

(6) 保護すべき情報は適切な暗号化など、安全な方法で受け渡しをすること。また、契約中／契約終了

後の如何に依らず、一時的にIPAから提示する秘密情報や個人情報は、不要になった段階で、IPA

との間で合意した安全な方法により廃棄/抹消し、その事実を(3)に記載の管理体制の責任者が確認

し、書面にて報告すること。

(7) 請負者の情報セキュリティ対策の履行状況を確認する必要が生じた場合、対応すること。

(8) 情報セキュリティ対策が不十分であることが判明した場合、IPAと調整し、適切に対処すること。

(9) 本調査の一部業務を再委託する場合、請負者は再委託先が十分な情報セキュリティ対策を実施し

ていることを担保すること。また、機構の求めがあれば再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認・報告すること。

# 留意事項

・IPAから調査に関する報告要求があった際には、速やかに対応すること。

・IPAとの打合せ等で必要となる全ての会話は日本語を用いること。

・プロジェクト管理等により、作業計画を明確に定め、作業項目ごとの工程管理を行い、もし作業の遅延等が生じた場合にはIPAに報告すること。

・社会インフラ部門及び民間事業（業界）の各分野の関係者へのヒアリングの実施や、分野別の検討ワーキンググループをIPAと共に設置し、議論すること。

・ヒアリング調査や分野別の検討ワーキンググループについて、原則請負者からコンタクトを取ることとする。ヒアリング先及びメンバーの選定についてはIPAと共に実施すること。

・作業はIPAの指示に基づき行うものとし、必要に応じて適宜ミーティング等により作業内容の調整を行うものとする。

・請負者は、各調査項目について、調査が一定程度終了したものから随時IPAに報告すること。

# 納入関連

## 納入期限・納入場所

2022年5月31日（火）

〒113-6591

東京都文京区本駒込2丁目28番8号　文京グリーンコートセンターオフィス17階

独立行政法人情報処理推進機構 社会基盤センター DX推進部

## 納入物件

以下の報告書を収めた電子媒体（CD-R又はDVD-R）を納入すること。

(1) 調査報告書 一式

(2) 調査概要報告書 一式

＜注＞

・調査の過程で作成したデータには、ヒアリング、研究会の配布資料一式、議事録等を含む。

・その他、本調査内で入手したデータ、文献、資料等も併せて提出すること。

# 検収関連

検収条件

納入物件の内容に関しては、調査内容及び対象に関して本仕様書に示された条件、項目を満たしているかについて確認を行う。また、品質については「2.背景・目的」で示された目的を満たすに十分か否かを基準に判断する。

Ⅳ．入札資料作成要領

**「社会インフラ部門等のシステム共通化の**

**推進事業に関する調査及び構築支援」**

入札資料作成要領



目　　次

第1章 独立行政法人情報処理推進機構が入札者に提示する資料及び入札者が提出すべき資料

第2章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

2.1 評価項目一覧の構成

2.2 遵守確認事項

2.3 提案要求事項

2.4 添付資料

第3章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

3.1 提案書の構成及び記載事項

3.2 提案書様式

3.3 留意事項

本書は、「社会インフラ部門等のシステム共通化の推進事業に関する調査及び構築支援」に係る入札資料の作成要領を取りまとめたものである。

**第1章　独立行政法人情報処理推進機構が入札者に提示する資料及び入札者が提出すべき資料**

独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）は入札者に以下の表1に示す資料を提示する。入札者はこれを受け、以下の表2に示す資料を作成し、機構へ提出する。

[表1　機構が入札者に提示する資料]

|  |  |
| --- | --- |
| 資料名称 | 資料内容 |
| ①仕様書 | 本件「社会インフラ部門等のシステム共通化の推進事業に関する調査及び構築支援」の仕様を記述（目的・内容等）。 |
| ②入札資料作成要領 | 入札者が、評価項目一覧及び提案書に記載すべき項目の概要等を記述。 |
| ③評価項目一覧 | 提案書に記載すべき提案要求事項一覧、必須項目及び任意項目の区分、得点配分等を記述。 |
| ④評価手順書 | 機構が入札者の提案を評価する場合に用いる評価方式、総合評価点の算出方法及び評価基準等を記述。 |

[表2　入札者が機構に提出する資料]

|  |  |
| --- | --- |
| 資料名称 | 資料内容 |
| ①委任状②入札書 | 詳しくは入札説明書を参照のこと。 |
| ③提案書 | 仕様書に記述された要求仕様をどのように実現するかを提案書にて説明したもの。主な項目は以下のとおり。・入札者が提案する、調査内容、調査方法。・実施体制、スケジュール。・調査・報告書作成者のスキル ・補足資料(入札者の関連する実績の詳細)等 |
| ④評価項目一覧の遵守確認欄及び提案書頁番号欄に必要事項を記入したもの | 仕様書に記述された要件一覧を遵守又は達成するか否かに関し、遵守確認欄に○×を記入し、提案書頁番号欄に、該当する提案書の頁番号を記入したもの。 |
| ⑤資格審査結果通知書の写し | 詳しくは入札説明書を参照のこと。 |
| ⑥提案書受理票 | 詳しくは入札説明書を参照のこと。 |
| ⑦③と④の電子ファイル | 詳しくは入札説明書を参照のこと。 |

**第2章　評価項目一覧に係る内容の作成要領**

**2.1**　**評価項目一覧の構成**

評価項目一覧の構成及び概要説明を以下表3に示す。

[表3 評価項目一覧の構成の説明]

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目一覧における項番 | 事項 | 概要説明 |
| 0 | 遵守確認事項 | 「社会インフラ部門等のシステム共通化の推進事業に関する調査及び構築支援」を実施する上で遵守すべき事項。これら事項に係る具体的内容の提案は求めず、全ての項目についてこれを遵守する旨を記述する。 |
| 1～4 | 提案要求事項 | 提案を要求する事項。これら事項については、入札者が提出した提案書について、各提案要求項目の必須項目及び任意項目の区分け、得点配分の定義に従いその内容を評価する。 |
| 5 | 添付資料 | 入札者が作成した提案の詳細を説明するための資料。これら自体は、直接評価されて点数が付与されることはない。例：担当者略歴、会社としての実績、実施条件等 |

**2.2　遵守確認事項**

遵守確認事項における各項目の説明を以下に示す。

入札者は、別添「評価項目一覧の遵守確認事項」における「遵守確認」欄に必要事項を記載すること。遵守確認事項の各項目の説明に関しては、以下表4を参照すること。

 [表4 遵守確認事項上の各項目の説明]

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目名 | 項目説明・記入要領 | 記入者 |
| 大項目～小項目 | 遵守確認事項の分類 | 機構 |
| 内容説明 | 遵守すべき事項の内容 | 機構 |
| 遵守確認 | 入札者は、遵守確認事項を実現・遵守可能である場合は○を、実現・遵守不可能な場合（実現・遵守の範囲等について限定、確認及び調整等が必要な場合等を含む）には×を記載する。 | 入札者 |

**2.3　提案要求事項**

提案要求事項における各項目の説明を以下に示す。

入札者は、別添「評価項目一覧の提案要求事項」における「提案書頁番号」欄に必要事項を記載すること。提案要求事項の各項目の説明に関しては、以下表5を参照すること。

 [表5 提案要求事項上の各項目の説明]

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目名 | 項目説明・記入要領 | 記入者 |
| 大項目～小項目 | 提案書の目次(提案要求事項の分類) | 機構 |
| 提案要求事項 | 入札者に提案を要求する内容 | 機構 |
| 評価区分 | 必ず提案すべき項目(必須)又は必ずしも提案する必要は無い項目(任意)の区分を設定している。各項目について、記述があった場合、その内容に応じて配点を行う。 | 機構 |
| 得点配分 | 基礎点及び各項目に対する最大加点 | 機構 |
| 提案書頁番号 | 作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。評価者は各提案要求事項について、本欄に記載された頁のみを対象として採点を行う。 | 入札者 |

**2.4　添付資料**

添付資料における各項目の説明を以下表6に示す。

 [表6 添付資料上の各項目の説明]

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目名 | 項目説明・記入要領 | 記入者 |
| 大項目～小項目 | 提案書の目次(提案要求事項の分類) | 機構 |
| 資料内容 | 入札者が提案の詳細を説明するための資料 | 機構 |
| 提案の要否 | 必ず提案すべき項目(必須)又は必ずしも提案する必要は無い項目(任意)の区分を設定している。 | 機構 |
| 提案書頁番号 | 作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。 | 入札者 |

**第3章　提案書に係る内容の作成要領及び説明**

**3.1　提案書の構成及び記載事項**

以下に、別添「評価項目一覧」から[提案書の目次]の大項目を抜粋したもの及び求められる提案要求事項を表7に示す。提案書は、表7の項番、項目内容に従い、提案要求内容を十分に咀嚼した上で記述及び提案すること。なお、詳細は別添「評価項目一覧」を参照すること。

[表7 提案書目次及び提案要求事項]

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提案書目次項番 | 大項目 | 求められる提案要求事項 |
| 1 | 業務の実施方針等 | 目標設定、実施作業内容、実施スケジュール及び事業の実現性等。仕様書に記載の実施方法の他に、より適切な方法など事業の効果・効率を高める工夫があれば提案すること。 |
| 2 | 組織の経験・能力 | 本事業実施の、体制、環境及び類似事業の実績、業務ノウハウの蓄積等の実施能力。 |
| 3 | 業務従事者の経験・能力 | 過去の経験、業務遂行上有効な知識の有無等。 |
| 4 | ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 | ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定又は行動計画の策定状況。※本項目を提案書に含める場合は、認定通知書等の写しを添付すること。 |
| 5 | 添付資料 | 提案した内容の詳細を説明するための資料。例としては、実施担当者の専門知識、関連する資格や実施組織の類似事業の実績の詳細など。 |

**3.2　提案書様式**

①　提案書及び評価項目一覧はA4判カラーにて印刷し、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3判にて提案書の中に折り込む。

②　提案書は、電子媒体の提出を求める場合がある。その際のファイル形式は、原則として、Microsoft Office2016互換またはＰＤＦ形式のいずれかとする（これに拠りがたい場合は、機構まで申し出ること）。

**3.3 留意事項**

①　提案書を評価する者が特段の専門的な知識や商品に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成する。なお、必要に応じて用語解説などを添付する。

②　提案に当たって、特定の製品を採用する場合は、当該製品を採用する理由を提案書中に記載するとともに、記載内容を証明及び補足するもの（製品紹介、パンフレット、比較表等）を添付する。

③　入札者は提案の際、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として提案書に含めることができる(その際、提案書本文と添付資料の対応が取れるようにする)。

④　機構から連絡が取れるよう、提案書には連絡先（電話番号、FAX番号、及びメールアドレス）を明記する。

⑤　上記の提案書構成、様式及び留意事項に従った提案書ではないと機構が判断した場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。

⑥　提案書、その他の書類は、本件における総合評価落札方式（加算方式）の技術評価に使用する。

⑦　提案書は契約書に添付し、その提案遂行が担保されるため、実現可能な内容を提案すること。

⑧　提案内容の一部を外注する場合は、その作業内容を明記すること。

Ⅴ．評価項目一覧

**「社会インフラ部門等のシステム共通化の**

**推進事業に関する調査及び構築支援」**

評価項目一覧



|  |  |
| --- | --- |
| **１．評価項目一覧－遵守確認事項－** |  |
| 大項目 | 小項目 | 内容説明 | 遵守確認 |
| 0　遵守確認事項 |
| 　 | 0.1 納入物件　 | 調査報告書等は日本語で作成し、図表等は本文中に挿入すること（ただし、固有名詞や文献参照等に外国語表記を用いることは可能）。 | 　 |
| 　 | 0.2 業務の範囲　 | Ⅲ.仕様書「3.業務内容」に記載している項目を一括して受託すること（部分についての提案は認めない）。 | 　 |
|  | 0.3 業務従事者の経験・能力 | Ⅲ.仕様書「4.事業の実施体制」に記載している実施要員に関する要件を満たすこと。 |  |
|  | 0.4 スケジュール | 　作業計画を明確に定めた上で工程管理を行い、納入期限を守ること。 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **２．提案要求事項** |  |  |  |  |  |  |
| 提案書の目次 |  | 評価区分 | 得点配分 |  |
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 提案要求事項 | 基礎点 | 加点 | 合計 | 提案書頁番号 |
| 1　業務の実施方針等 |
|  | 1.1 内容の妥当性 | ・ 仕様書の調査内容について、全て記載されているか。・ 偏った内容になっていないか。 | 必須 | 10 | - | 10 |  |
| 1.2 社会インフラ部門／上水道分野の実施方法の妥当性、効率性 | 1.2.1 前回調査の引き継ぎ | ・前回調査の引き継ぎ手順について網羅的かつ具体的な実施項目となっているか。・提案者が実際に引き継ぎ可能であることについて経験や知見等の点から説明があるか。 | 必須 | 5 | - | 65 |  |
| ・前回調査の引き継ぎを効率的に実施するための工夫や施策の提案があるか。・想定される問題点やリスクを提案者の経験や知見に基づき合理的に整理し、かつ実現性の高い現実的な提案となっているか。 | 任意 | - | 10 |  |
| 1.2.2 要件定義の支援 | ・提案者の実績において地方自治体などの事業者からの調達におけるベンダーロックイン問題解決した実績が示されていて、また、事業者内部及び事業者間のデータ利活用促進のため、提案者がIT的見地から標準仕様の策定とシステム連携の調整を行い、データ流通を促進する等の経験や知見、事例について説明があるか・上記の経験や知見が上水道分野に於いても有効であることについて合理的な説明があるか。 | 必須 | 5 | - |  |
| ・現状の標準仕様に追加・変更するべき観点について提案があり、その変更が有効であることについて合理的な説明があるか。 | 任意 | - | 10 |  |
| 1.2.3 構築支援 | ・関係省庁、事業者及びその他関係者と連携した共通プラットフォームの施策に関し、提案者が業界全体もしくは国、関係機関、事業者及び関係ベンダーが参加するコンソーシアム的な活動、ＷＧ及び連絡会などの活動を支援した経験や知見について説明があり、上記の経験や知見が上水道分野に於いても有効であることについて合理的な説明があるか。 | 必須 | 5 | - |  |
| ・上記のコンソーシアム的な活動、ＷＧ及び連絡会等の活動支援に際し、提案者の知見や提案により特にベンダーや事業者の参画を促進させた経験や知見があることについて説明があるか。 | 任意 | - | 15 |  |
| 1.2.4 普及支援 | ・オンプレミス型システムを共通プラットフォームに移行する際の課題解決（コスト効果、その他利便性の向上など）についての説明があり、提案者が十分な経験や知見を持ち、普及支援を実施可能であることを合理的に説明しているか。・国、又は自治体におけるシステム調達支援（自治体システムの要件定義や調達仕様書の作成等）の経験や知見について説明があるか。・国、又は自治体内の他部門とのシステム連携に関する経験や知見があり、他部門と調整するべき観点を網羅し、支援を実施可能であることを合理的に説明しているか。・共通プラットフォームの導入に係る水道事業体等における課題（広域連携を実施する事業者間でのシステム導入や、特に小規模事業体への展開推進を含む）及び検討状況を網羅的に整理、説明しているか。 | 必須 | 5 | - |  |
| ・水道部門の共通プラットフォームと自治体内の他部門との連携・調整に関する課題が網羅的に示されており、その対処方法について有効かつ具体的な提案があるか。・スマートメータ等の最新デジタル技術と水道部門の共通プラットフォームの連携に関し、調整するべき検討テーマや方向性について、有効且つ具体的な提案があるか。 | 任意 | - | 10 |  |
| 1.3 社会インフラ部門／下水道分野の実施方法の妥当性、効率性 | 1.3.1 前回調査の引き継ぎ | ・前回調査の引き継ぎ手順について網羅的かつ具体的な実施項目となっているか。・提案者が実際に引き継ぎ可能であることについて経験や知見等の点から説明があるか。 | 必須 | 5 | - | 30 |  |
| ・前回調査の引き継ぎを効率的に実施するための工夫や施策の提案があるか。・想定される問題点やリスクを提案者の経験や知見に基づき合理的に整理し、かつ実現性の高い現実的な提案となっているか。 | 任意 | - | 5 |  |
| 1.3.2 コンセプト策定 | ・関係省庁及び関係業界団体等が提示している共通プラットフォームに係るコンセプトに関して、提案者としてコンセプト策定を支援した経験や知見について説明があり、下水道分野においては補助的な役割になるが、支援に必要な観点を網羅的に示し、その観点の有効性について合理的な説明があるか。・下水道に関する業界団体や企業によるコンセプト策定に関し、DX促進の観点から支援や助言を行う項目や方法について説明があるか。 | 必須 | 5 | - |  |
| ・下水道分野としての補助的な支援として実施するため、補助的な支援となる場合のリスクが明確に示され、具体的かつ効果的な対応の提案があるか。 | 任意 | - | 5 |  |
| 1.3.3 要件定義の支援 | ・関係省庁及び関係業界団体などが推進する共通プラットフォームに係る要件定義に関して、提案者として要件定義を支援した経験や知見が説明があり、下水道分野における既存システムを整理し、共通プラットフォームとしての要件定義に必要な支援に関する観点を網羅的に示し、その観点の有効性について合理的な説明があるか。なおDXが本分野で実現されることは大前提となる。 | 必須 | 5 | - |  |
| 下水道分野は補助的な支援として実施するため、補助的な支援となる場合のリスクが明確に示され、具体的かつ効果的な対応の提案があるか。 | 任意 | - | 5 |  |
| 1.4 社会インフラ部門／医療介護分野の実施方法の妥当性、効率性 | 1.4.1 前回調査の引き継ぎ | ・前回調査の引き継ぎ手順について網羅的かつ具体的な実施項目となっているか。・提案者が実際に引き継ぎ可能であることについて経験や知見等の点から説明があるか。 | 必須 | 5 | - | 50 |  |
| ・前回調査の引き継ぎを効率的に実施するための工夫や施策の提案があるか。・想定される問題点やリスクを提案者の経験や知見に基づき合理的に整理し、かつ実現性の高い現実的な提案となっているか。 | 任意 | - | 5 |  |
| 1.4.2 コンセプト策定 | ・国の在宅医療推進の方針により新たに医療と介護の情報連携が必要になっているが、既に複数の先進的な自治体では医療と介護の多職種連携を実現している。このような背景において、比較的小規模な自治体、医師会、医療機関、介護施設や薬局等、ITベンダー等によるコンソーシアムの事務局的な支援を行う立場から、課題やニーズを分析して優先順位を整理し、将来的には全国展開も視野に入れたコンセプト策定を行うために必要な経験や知見について説明があるか。 | 必須 | 5 | - |  |
| ・医介連携の課題として、小規模な自治体にとって構築費や運用費の負担が重いことや、小規模な施設のデジタル化が進んでいないこと、相互連携の標準仕様が存在しないこと等が挙げられるが、これら想定される問題点やリスクを洗い出して整理し、提案者の経験や知見に基づく、有効かつ実現性が高い提案や支援を実施できることについて合理的な説明があるか。 | 任意 | - | 5 |  |
| 1.4.3 要件定義 | ・関係省庁、自治体、関連企業や団体、ITベンダー等のステークホルダーが参加するコンソーシアムにおいて、事務局的な支援を行う立場から、共通プラットフォームの機能・非機能要件／標準仕様／収益性等を協議して合意するために必要な経験や知見があるか。・DX促進の観点からデータ利活用、アジャイル、相互運用性等について要件定義をリードするために必要な経験や知見があるか。・上記の経験や知見が医療介護分野に於いても有効であることについて合理的な説明があるか。 | 必須 | 5 | - |  |
| ・要件定義に於ける課題として、共通プラットフォームの開発や運営を担うプレーヤーの事業者が見つからない、医療機関や自治体の情報はセキュリティ上の取り扱いが難しい等が挙げられるが、これら想定される問題点やリスクを洗い出して整理し、提案者の経験や知見に基づき、有効かつ実現性が高い提案や支援を実施できることについて合理的な説明があるか。 | 任意 | - | 10 |  |
| 1.4.4 構築支援 | ・共通プラットフォームの事業成立性や技術的課題を解決するための概念検証を行うために必要な経験や知見があるか。・上記の経験や知見が医療介護分野に於いても有効であることについて合理的な説明があるか。 | 任意 | - | 5 |  |
| ・概念検証に於ける課題として技術的課題の解決に至らなかったり、事業成立性を確認できない等の理由により、本番運用を断念するケースが挙げられるが、これら想定される問題点やリスクを洗い出して整理し、提案者の経験や知見に基づき、有効かつ実現性が高い提案や支援を実施できることについて合理的な説明があるか。 | 任意 | - | 10 |  |
| 1.5 民間事業／食品分野の実施方法の妥当性、効率性 | 1.5.1 前回調査の引き継ぎ | ・前回調査の引き継ぎ手順について網羅的かつ具体的な実施項目となっているか。・提案者が実際に引き継ぎ可能であることについて経験や知見等の点から説明があるか。 | 必須 | 5 | - | 40 |  |
| ・前回調査の引き継ぎを効率的に実施するための工夫や施策の提案があるか。・想定される問題点やリスクを提案者の経験や知見に基づき合理的に整理し、かつ実現性の高い現実的な提案となっているか。 | 任意 | - | 5 |  |
| 1.5.2 コンセプト策定 | ・業界団体や企業によるコンセプト策定に関し、コンソーシアム的な活動の支援内容や方法について説明があるか。想定されるビジネスモデル・収支モデルの検討方法について説明があるか。・関係省庁及び関係業界団体などが提示している共通プラットフォームに関係するコンセプトに関して、提案者としてコンセプト策定を支援した経験や知見について説明があるか。更にその内容を踏まえ食品分野における適応について説明があるか。特に中立性を担保しながら推進する事や、先行開発したものを活用しつつ共通プラットフォームとして推進する必要があることや、参加する業者を増やしてビジネスモデル化を推進する必要があることも加味し、それらに必要な観点が網羅的に示され、その観点を実施することが有効であることについて合理的な説明があるか。 | 必須 | 5 | - |  |
| ・食品分野としてのコンセプト策定を進める際において、提案者の経験や知見から想定するリスクが明確に示され、その内容の対策を含めて具体的かつ効果的な対応の提案があるか。 | 任意 | - | 5 |  |
| 1.5.3 要件定義 | ・業界団体や企業による要件定義に関し、DX促進の観点から支援や助言を行う項目や方法について説明があるか。・関係省庁及び関係業界団体などが提示している共通プラットフォームに関係する要件定義に関して、提案者として要件定義を支援した経験や知見について説明があるか。本食品分野においては、特に中立性を担保しながら推進する事や、先行開発したものを活用しつつ共通プラットフォームとして推進する必要があることも加味し、それらに必要な観点が網羅的に示され、その観点を実施することが有効であることについて合理的な説明があるか。 | 必須 | 5 | - |  |
| ・食品分野としての要件定義を進める際において、提案者の経験や知見から想定する要件定義におけるリスクが明確に示され、その内容の対策を含めて具体的かつ効果的な対応の提案があるか。 | 任意 | - | 5 |  |
| 1.5.4 構築支援 | ・業界団体や企業、プレーヤーとなる事業者による共通プラットフォーム構築に関し、構築・運用を行う体制構築（事業者掘り起こし等）を支援する内容や方法について説明があるか。・関係省庁及び関係業界団体などが提示している共通プラットフォームに関係する構築支援に関して、提案者として構築を支援した経験や知見について説明があるか。本食品分野においては、特に中立性を担保しながら推進する事や、先行開発したものを活用しつつ共通プラットフォームとして推進する必要があることも加味し、それらに必要な観点が網羅的に示され、その観点を実施することが有効であることについて合理的な説明があるか。 | 必須 | 5 | - |  |
| ・食品分野としての構築支援を進める際において、提案者の経験や知見から想定する構築支援におけるリスクが明確に示され、その内容の対策を含めて具体的かつ効果的な対応の提案があるか。 | 任意 | - | 5 |  |
| 1.6 民間事業／繊維分野の実施方法の妥当性、効率性 | 1.6.1 前回調査の引き継ぎ | ・前回調査の引き継ぎ手順について網羅的かつ具体的な実施項目となっているか。・提案者が実際に引き継ぎ可能であることについて経験や知見等の点から説明があるか。 | 必須 | 5 | - | 30 |  |
| ・前回調査の引き継ぎを効率的に実施するための工夫や施策の提案があるか。・想定される問題点やリスクを提案者の経験や知見に基づき合理的に整理し、かつ実現性の高い現実的な提案となっているか。 | 任意 | - | 5 |  |
| 1.6.2 事前調査 | ・繊維産業の課題・ニーズや対策の分析については関係省庁等が長年実施しており、既にリーダー的企業はデジタルを上手く活用して成果を上げているが、いっぽう中小企業のデジタル化は停滞しており、例えばデータ連携手段はFAXや電話が主流である。また民間企業は競争関係にあるため協調領域の形成にも高いハードルがある。・このような中小企業が抱えるデジタル化の問題に関し、利害関係を乗り越えてコスト合理化や拡販等のモチベーションを得られる協調可能な領域を形成し、共通プラットフォームを構築するための課題・ニーズの洗い出しや対策立案をリードした経験や知見について説明があるか。・上記の経験や知見が繊維分野に於いても有効であることについて合理的な説明があるか。 | 必須 | 5 | - |  |
| ・事前調査に於ける課題として、有志企業やローンチパートナーの探索が難しい等が挙げられるが、これら想定される問題点やリスクを洗い出して整理し、提案者の経験や知見に基づき、有効かつ実現性が高い提案や支援を実施できることについて合理的な説明があるか。 | 任意 | - | 5 |  |
| 1.6.3 コンセプト策定 | ・中小を含む民間企業、業界団体、自治体、ITベンダー等によるコンソーシアムの事務局的な支援を行う立場から、協調領域を形成し、新しい価値を創出し、プレーヤーとなる事業者を発掘し、新業務フローやデータフローを整理し、ビジネスの収益面から持続可能な共通プラットフォームのコンセプトを策定するために必要な経験や知見があるか。・上記の経験や知見が繊維分野に於いても有効であることについて合理的な説明があるか。 | 必須 | 5 | - |  |
| ・コンセプト策定に於ける課題として、協調領域の形成が難航したり、共通プラットフォームの開発や運営を担うプレーヤーの事業者の発掘が難航する等が挙げられる。これら想定される問題点やリスクを洗い出して整理し、提案者の経験や知見に基づき、有効かつ実現性が高い提案や支援を実施できることについて合理的な説明があるか。 | 任意 | - | 5 |  |
| 1.7 新規分野の実施方法の妥当性、効率性 | 1.7.1 事前調査 | ・新規分野の提案の1分野目として、以下の観点での内容を確認する。・調査項目、調査分析手法は妥当であるか。・意見集約・ヒアリング手法およびヒアリング対象は妥当であるか。・部門・業界内の関係者より意見集約した課題と共通的なシステム構築に向けたニーズを分類する整理の手法について記載されているか。・支援の実施内容や検討項目について具体的かつ効果的な提案があるか。・提案される分野について、すでに提案者側等で「事前調査」がされている提案の場合、上記観点について完了しているか。・事前調査において、提案される分野の共通プラットフォームとして成立した場合の当該業界及び社会的に大きな効果が見込まれるものとなっているか。 | 必須 | 5 | - | 50 |  |
| ・新規分野の提案の2分野目として、以下の観点での内容を確認する。・調査項目、調査分析手法は妥当であるか。・意見集約・ヒアリング手法およびヒアリング対象は妥当であるか。・部門・業界内の関係者より意見集約した課題と共通的なシステム構築に向けたニーズを分類する整理の手法について記載されているか。・支援の実施内容や検討項目について具体的かつ効果的な提案があるか。・提案される分野について、すでに提案者側等で「事前調査」がされている提案の場合、上記観点について完了しているか。・事前調査において、提案される分野の共通プラットフォームとして成立した場合の当該業界及び社会的に大きな効果が見込まれるものとなっているか。 | 任意 | - | 5 |  |
| 1.7.2 コンセプト策定 | ・新規分野の提案の1分野目として、以下の観点での内容を確認する・関係省庁や自治体、業界団体や企業によるコンセプト策定に関し、コンソーシアム的な活動の支援内容や方法について説明があるか。・支援の実施内容や検討項目について具体的かつ効果的な提案があるか。・提案される分野について、すでに提案者側等で「コンセプト策定」がされている提案の場合、上記観点について完了しているか。・コンセプト策定において、提案される分野の共通プラットフォームとして成立した場合の当該業界及び社会的に大きな効果が見込まれるものとなっているか。 | 必須 | 5 | - |  |
| ・新規分野の提案の2分野目として、以下の観点での内容を確認する・新規分野の提案の2分野目として、関係省庁や自治体、業界団体や企業によるコンセプト策定に関し、コンソーシアム的な活動の支援内容や方法について説明があるか。・支援の実施内容や検討項目について具体的かつ効果的な提案があるか。・提案される分野について、すでに提案者側等で「コンセプト策定」がされている提案の場合、上記観点について完了しているか。・コンセプト策定において、提案される分野の共通プラットフォームとして成立した場合の当該業界及び社会的に大きな効果が見込まれるものとなっているか。 | 任意 | - | 5 |  |
| 1.7.3 要件定義の支援 | ・新規分野の提案の1分野目として、以下の観点での内容を確認する・関係省庁や自治体、業界団体や企業による要件定義に関し、コンソーシアム的な活動の支援内容や方法について説明があるか。・支援の実施内容や検討項目について具体的かつ効果的な提案があるか。・提案される分野について、すでに提案者側等で「要件定義の支援」が実施されている提案の場合、上記観点について完了しているか。・要件定義において、提案される分野の共通プラットフォームとして成立した場合の当該業界及び社会的に大きな効果が見込まれるものとなっているか。 | 必須 | 5 | - |  |
| ・新規分野の提案の2分野目として、以下の観点での内容を確認する・関係省庁や自治体、業界団体や企業による要件定義に関し、コンソーシアム的な活動の支援内容や方法について説明があるか。・支援の実施内容や検討項目について具体的かつ効果的な提案があるか。・提案される分野について、すでに提案者側等で「要件定義の支援」が実施されている提案の場合、上記観点について完了しているか。・要件定義において、提案される分野の共通プラットフォームとして成立した場合の当該業界及び社会的に大きな効果が見込まれるものとなっているか。 | 任意 | - | 5 |  |
| 1.7.4 構築支援 | ・新規分野の提案の1分野目として、以下の観点での内容を確認する・新規分野の提案の1分野目として、関係省庁や自治体、業界団体や企業、プレーヤーとなる事業者による共通プラットフォーム構築に関し、構築・運用を行う体制構築（事業者掘り起こし等）や実証等を支援する内容や方法について説明があるか。・支援の実施内容や検討項目について具体的かつ効果的な提案があるか。・構築支援において、提案される分野の共通プラットフォームとして成立した場合の当該業界及び社会的に大きな効果が見込まれるものとなっているか。 | 必須 | 5 | - |  |
| ・新規分野の提案の2分野目として、以下の観点での内容を確認する・関係省庁や自治体、業界団体や企業、プレーヤーとなる事業者による共通プラットフォーム構築に関し、構築・運用を行う体制構築（事業者掘り起こし等）や実証等を支援する内容や方法について説明があるか。・支援の実施内容や検討項目について具体的かつ効果的な提案があるか。・構築支援において、提案される分野の共通プラットフォームとして成立した場合の当該業界及び社会的に大きな効果が見込まれるものとなっているか。 | 任意 | - | 5 |  |
| 1.7.5 普及支援 | ・新規分野の提案の1分野目として、以下の観点での内容を確認する・関係省庁や自治体、業界団体や企業、プレーヤーとなる事業者による共通プラットフォームの普及に関し、普及計画の作成や適用、競争的アプリケーションの促進等の支援項目や方法について説明があるか。・支援の実施内容や検討項目について具体的かつ効果的な提案があるか。・普及支援において、提案される分野の共通プラットフォームとして成立した場合の当該業界及び社会的に大きな効果が見込まれるものとなっているか。 | 必須 | 5 | - |  |
| ・新規分野の提案の2分野目として、以下の観点での内容を確認する・関係省庁や自治体、業界団体や企業、プレーヤーとなる事業者による共通プラットフォームの普及に関し、普及計画の作成や適用、競争的アプリケーションの促進等の支援項目や方法について説明があるか。・支援の実施内容や検討項目について具体的かつ効果的な提案があるか。・普及支援において、提案される分野の共通プラットフォームとして成立した場合の当該業界及び社会的に大きな効果が見込まれるものとなっているか。 | 任意 | - | 5 |  |
| 1.8 調査報告書等の作成 | ・仕様上の遵守事項にそった調査報告書等の作成について明記されているか。 | 必須 | 5 | - | 10 |  |
| ・調査報告書の作成について提案がなされており、それが今後の活動についても有効であることが説明されているか。 | 任意 | - | 5 |  |
| 1.9 作業計画の妥当性、効率性 | ・手法、日程等に無理がなく、目的に沿った実現性はあるか。 | 必須 | 5 | - | 10 |  |
| ・調査を効率的に進めるための工夫がなされており、それが妥当である事が説明されているか。 | 任意 | - | 5 |  |

|  |
| --- |
| 2　組織の経験・能力 |
|  | 2.1 実施能力 | ・業務の役割を定めた実動可能な人数が確保されているか。 | 必須 | 15 | - | 25 |  |
| ・円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み込まれた体制になっているか。 | 必須 | 10 | - |  |
| 2.2 類似業務の経験 | ・過去に組織として本案件と類似した業務を実施した経験はあるか。 | 任意 | - | 15 | 15 |  |
| 3　業務従事者の経験・能力 |
|  | 3.1 類似業務の経験 | ・過去に本案件と類似した業務を行った経験はあるか。 | 必須 | 10 | - | 30 |  |
| ・過去に本案件のように多数の関係者との調整等の経験はあるか。 | 必須 | 10 | - |  |
| ・過去の経歴や能力が分かるような説明がされているか。 | 任意 | - | 10 |  |
| 3.2 内容に関する専門知識・適格性 | ・提案されている分野のいずれかについて専門知識・知見を持っていることが説明されているか。 | 任意 | - | 10 | 10 |  |
|  | 3.3事業実施体制 | ・　事業の実施体制及び役割が、実施内容と整合しているか。・　要員数、体制、役割分担が明確にされているか。・　事業を遂行可能な人数が確保されているか。・　（機微な情報を扱う場合に追加）適切な情報管理体制が　確保されているか。また、情報取扱担当者以外の者が、情　報に接することがないか。 | 必須 | 10 | - | 10 |  |
| 4　ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 |
|  |  | ・企業として、以下のいずれかに該当するワーク・ライフ・バランスの取組を推進しているか。①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）②次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）③青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定企業） | 任意 | - | 15 | 15 |  |
|  |  |  |  | 185 | 215 | 400 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **３．添付資料** |  |  |  |
| 提案書の目次 | 　 | 　 | 提案書頁番号 |
| 大項目 | 小項目 | 資料内容 | 提案の要否 |
| 5　添付資料 |
|  | 5.1 実施体制及び調査・作成者略歴 | ・ 入札者の概要の分かる資料 | 任意 |  |
| ・ 本調査履行のための体制図 | 任意 |  |
| ・　各業務従事者の略歴（氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他経歴、　専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等） | 必須 |  |
| ・　受託者の情報管理体制がわかる「情報管理体制図」、情報を取扱う者の氏名・住所・生年　月日・所属部署・役職等がわかる「情報取扱担当者名簿」を提示すること。 | 必須 |  |
|  | 5.2 会社としての実績 | ・ 本調査の類似案件実績 | 任意 |  |
| ・ 本調査に有用な領域での資格、実績等 | 任意 |  |
| ・ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定通知書等の写し | 任意 |  |
|  | 5.3 その他 | ・ その他提案内容を補足する説明、調査実施における前提条件等 | 任意 |  |

Ⅵ．評価手順書

「**社会インフラ部門等のシステム共通化の**

**推進事業に関する調査及び構築支援**」

評価手順書(加算方式)



本書は、「社会インフラ部門等のシステム共通化の推進事業に関する調査及び構築支援」に係る評価手順を取りまとめたものである。落札方式、評価の手続き及び加点方法等を以下に示す。

**第1章　落札方式及び得点配分**

**1.1** 　**落札方式**

次の要件を共に満たしている者のうち、「1.2 総合評価点の計算」によって得られた数

値の最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

②「Ⅴ.評価項目一覧」の遵守確認事項及び評価項目の必須区分を全て満たしていること。

**1.2 　総合評価点の計算**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 総合評価点　＝　技術点　＋　価格点 |  |

技術点 ＝ 基礎点 ＋　加点

 価格点 ＝ 価格点の配分　×　( 1　－ 入札価格 ÷ 予定価格)

※小数点第2位以下切捨て

**1.3** 　**得点配分**

　　　技術点に関し、必須及び任意項目の配分を400点、価格点の配分を200点とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 技術点 | 400点 |  |
| 価格点 | 200点 |  |

**第2章　評価の手続き**

**2.1**　**一次評価**

一次評価として、「Ⅴ.評価項目一覧」の各事項について、次の要件をすべて満たして　　　　　　いるか審査を行う。一次評価で合格した提案書について、次の「2.2二次評価」を行う。

①「1.遵守確認事項」の「遵守確認」欄に全て「○」が記入されていること。

②「2.提案要求事項」の「提案書頁番号」欄に、提案書の頁番号が記入されていること。

③「3.添付資料」の提案が必須となっている資料の「提案書頁番号」欄に頁番号が記入されていること。

**2.2** 　**二次評価**

上記「2.1 一次評価」で合格した提案書に対し、次の「第3章 評価項目の加点方法」に基づき技術評価を行う。なお、ヒアリングを実施した場合には、ヒアリングにより得られた評価を加味するものとする。

評価に当たっては、複数の審査員の合議によって各項目を評価し、評価に応じた得点の合計をもって技術点とする。

**2.3　総合評価点の算出**

以下の技術点と価格点を合計し、総合評価点を算出する。

①「2.2 二次評価」により算定した技術点

②「1.2 総合評価点の計算」で定めた計算式により算定した価格点

**第3章　評価項目の加点方法**

**3.1**　**評価項目得点構成**

評価項目（提案要求事項）毎の得点については、評価区分に応じて、必須項目は基礎点、任意項目は加点として付与する。

なお、評価項目毎の基礎点、加点の得点配分は「Ⅴ．評価項目一覧」の「2.評価項目一覧-提案要求事項-」を参照すること。

**3.2　基礎点評価**

提案内容が、必須項目を満たしている場合に基礎点を付与し、そうでない場合は0点とする。従って、一つでも必須項目を満たしていないと評価（0点）した場合は、その入札者を**不合格**とし、価格点の評価は行わない。

**3.3　加点評価**

任意項目について、提案内容に応じて下表の評価基準に基づき加点を付与する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価ランク | 評価基準 | 項目別得点 |
| S | 通常の想定を超える卓越した提案内容である。 | 15 | 10 | 5 |
| A | 通常想定される提案としては最適な内容である。 | 9 | 6 | 3 |
| B | 概ね妥当な内容である。 | 4 | 3 | 1 |
| C | 内容が不十分である。 | 0 | 0 | 0 |

ただし、「4 ワーク･ライフ・バランス等の推進に関する指標」については、下表の評価基準に基づき加点を付与する。複数の認定等が該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を付与する。

|  |  |
| --- | --- |
| 認定等の区分 | 項目別得点 |
| 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業） | プラチナえるぼし（※1） | 15 |
| 認定基準○（5）（※2） | 12 |
| 認定基準○（3～4）（※2） | 10 |
| 認定基準○（1～2）（※2） | 8 |
| 行動計画（※3） | 5 |
| 次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） | プラチナくるみん認定企業 | 9 |
| くるみん認定企業（新基準）（※4） | 7 |
| くるみん認定企業（旧基準）（※5） | 5 |
| 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業） | 8 |

※１　改正後女性活躍推進法（令和２年６月１日施行）第12条に基づく認定。

※２　女性活躍推進法第９条に基づく認定。

　　　なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※３　常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る（計画期間が満了していな

い行動計画を策定している場合のみ）。

※４　新くるみん認定（改正後認定基準（平成29年４月１日施行）により認定）。

※５　旧くるみん認定（改正前認定基準又は改正省令附則第２条第３項の経過措置によ

　　　り認定）。

Ⅶ．その他関係資料

独立行政法人情報処理推進機構入札心得

（趣　旨）

第1条　独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の契約に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項は、関係法令、機構会計規程及び入札説明書に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

（仕様書等）

第2条　入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。

2　入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

3　入札者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

（入札保証金及び契約保証金）

第3条　入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

（入札の方法）

第4条　入札者は、別紙様式による入札書を直接又は郵便等で提出しなければならない。

（入札書の記載）

第5条　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（直接入札）

第6条　直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、予め指定された時刻までに契約担当職員等に提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要のある入札にあっては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。

2　入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

（郵便等入札）

第7条　郵便等入札を行う場合には、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名、宛先、及び入札件名を表記し、予め指定された時刻までに到着するように契約担当職員等あて書留で提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要のある入札にあっては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。

2　入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を同封しなければならない。

（代理人の制限）

第8条　入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。

2　入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することが出来ない期間は入札代理人とすることができない。

（条件付きの入札）

第9条 予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行ったものは、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

（入札の取り止め等）

第10条　入札参加者が連合又は不穏の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

（入札の無効）

第11条　次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 競争に参加する資格を有しない者による入札

(2) 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札

(3) 委任状を持参しない代理人による入札

(4) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札

(5) 金額を訂正した入札

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7) 明らかに連合によると認められる入札

(8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札

(9) 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当職員等の審査の結果採用されなかった入札

(10) 入札書受領期限までに到着しない入札

(11) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札

(12) その他入札に関する条件に違反した入札

（開　札）

第12条　開札には、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

（調査基準価格、低入札価格調査制度）

第13条　工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について機構会計規程細則第26条の3第1項に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

(1) 工事の請負契約　その者の申込みに係る価格が契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲で契約担当職員等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

(2) 前号以外の請負契約　その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額

2　調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当職員等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。

3　低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事等の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

（落札者の決定）

第14条　一般競争入札最低価格落札方式（以下「最低価格落札方式」という。）にあっては、有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、一般競争入札総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）にあっては、契約担当職員等が採用できると判断した提案書を入札書に添付して提出した入札者であって、その入札金額が予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付の評価手順書に記載された方法で評価、計算し得た評価値（以下「総合評価点」という。）が最も高かった者を落札者とする。

2　低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。

3　前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、次の各号に定める者を落札者とすることがある。

(1) 最低価格落札方式　予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者

(2) 総合評価落札方式　予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価点が最も高かった者

（再度入札）

第15条　開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

2　前項において、入札者は、代理人をして再度入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

（同価格又は同総合評価点の入札者が二者以上ある場合の落札者の決定）

第16条　落札となるべき同価格又は同総合評価点の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札をした者又は第12条ただし書きにおいて立ち会いをした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2　前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約書の提出）

第17条　落札者は、契約担当職員等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から5日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当職員等に提出しなければならない。ただし、契約担当職員等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

2　落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

（入札書に使用する言語及び通貨）

第18条　入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

（落札決定の取消し）

第19条　落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

以上

（別記）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

（様　式　1）

令和３年　　月　　日

独立行政法人情報処理推進機構

 理事長 富田 達夫 殿

秘密保持誓約書

当社は、「社会インフラ部門等のシステム共通化の推進事業に関する調査及び構築支援」に関する手続において、貴機構から貸与を許可された情報のうち、公知の情報以外（以下「秘密情報」という。）の取扱いに関しては、下記の事項を厳守することを、ここに誓約致します。

記

１．秘密情報を本入札に関係する役職員以外の者に対して開示又は漏洩致しません。

２．秘密情報は本入札のためのみに利用致します。

３．当社が秘密情報を外部に開示又は漏洩したことにより、貴機構が損害を被った場合には、損害賠償等について真摯に対応致します。

以 上

（住所）

（会社名）

（代表者氏名） 印

（様　式　2）

年　　月　　日

独立行政法人情報処理推進機構

社会基盤センター　DX推進部

技術DX・共通プラットフォーム推進グループ　担当者殿

質問書

「社会インフラ部門等のシステム共通化の推進事業に関する調査及び構築支援」に関する質問書を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 所属部署名 |  |
| 担当者名 |  |
| 電話番号 |  |
| E-mail |  |

|  |
| --- |
| 質問書枚数 |
| 枚中枚目 |

＜質問箇所について＞

|  |  |
| --- | --- |
| 資料名 | 例）　○○書 |
| ページ | 例）　P○ |
| 項目名 | 例）　○○概要 |
| 質問内容 |

備考

1．質問は、本様式1 枚につき1 問とし、簡潔にまとめて記載すること。

2．質問及び回答は、IPAのホームページに公表する。（電話等による個別回答はしない。）また、質問

者自身の既得情報（特殊な技術、ノウハウ等）、個人情報に関する内容については、公表しない。

（様　式　3）

　　年　　月　　日

独立行政法人情報処理推進機構　理事長　殿

所　在　地

 商号又は名称

 代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（又は代理人）

委　任　状

私は、下記の者を代理人と定め、「社会インフラ部門等のシステム共通化の推進事業に関する調査及び構築支援」の入札に関する一切の権限を委任します。

　　　代 理 人(又は復代理人)

所　在　地

所属・役職名

氏　　　名

|  |
| --- |
|  |

　　　　　　　使用印鑑

（様　式　4）

　　年　　月　　日

独立行政法人情報処理推進機構　理事長　殿

所　在　地

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（又は代理人、復代理人氏名）

　　　　　　　　印

入　札　書

入札金額　　￥

　　　　　（※　下記件名に係る費用の総価を記載すること）

件　名　「社会インフラ部門等のシステム共通化の推進事業に関する調査及び構築支援」

契約条項の内容及び貴機構入札心得を承知のうえ、入札いたします。

（様　式　5）

提案書受理票（控）

提案書受理番号

件名：「社会インフラ部門等のシステム共通化の推進事業に関する調査及び構築支援」に関する提案書

【入札者記載欄】

|  |
| --- |
| 提出年月日：　　　　　　年　　　　月　　　　日法 人 名：所 在 地：　〒担 当 者：　所属・役職名　　　　　　　　氏名　　　　　　　　TEL　　　　　　　　　　　　　　 FAX E-Mail |

【ＩＰＡ担当者使用欄】

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 提出書類 | 部数 | 有無 | No. | 提出書類 | 部数 | 有無 |
| ① | 委任状（委任する場合） | 1通 |  | ② | 入札書（封緘） | 1通 |  |
| ③ | 提案書 | 4部 |  | ④ | 評価項目一覧 | 4部 |  |
| ⑤ | 資格審査結果通知書の写し | 1通 |  | ⑥ | ③と④の電子ファイル | 各1部 |  |
| ⑦ | 提案書受理票 | (本紙) |  |  |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 切り取り |  |
|  |  |

提案書受理番号

提案書受理票

　　年　　月　　日

件　名　「社会インフラ部門等のシステム共通化の推進事業に関する調査及び構築支援」

法人名（入札者が記載）：

担当者名（入札者が記載）：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　殿

貴殿から提出された標記提案書を受理しました。

独立行政法人情報処理推進機構

社会基盤センター　DX推進部

技術DX・共通プラットフォーム推進グループ

　　　担当者名：　　　　　　　　　　　　㊞

（参　考）

予算決算及び会計令【抜粋】

（一般競争に参加させることができない者）

第70条　契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第71条　契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2　契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

1. 「水道事業」：<https://www.nedo.go.jp/news/press/AA5_101111.html>
（当該事業の報告書は、NEDOデータベースで公開されている） [↑](#footnote-ref-1)